

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境管理部環境管理課（水環境保全グループ）（06-6615-7984）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	建築物用地下水の採取の許可の取消し等
概要	建築物用地下水の採取の規制に関する法律は、その目的の実現のため、許可に違反したり、許可を受けなかった者等に対して、監督処分等を行うことがあります。なお、監督処分等は、大阪市長が行います。
根拠法令等 及び条項	建築物用地下水の採取の規制に関する法律第10条
処分基準	<p>(1) 次の場合、許可を取り消すことがあります。</p> <p>偽りその他不正な手段により建築物用地下水の採取の規制に関する法律（以下「法」という。）第4条第1項の許可を受けた者又は同条第4項の規定により附した条件に違反した場合</p> <p>(2) 次の場合、建築物用地下水採取の禁止、制限、又は必要な措置命令を下すことがあります。</p> <p>法第4条第1項の規定に違反して同項の許可を受けず、又は同条第4項の規定により附した条件に違反して建築物用地下水の採取が行なわれている場合</p> <p>(3) 次の場合、建築物用地下水採取の制限、停止、又は必要な措置命令を下すことがあります。</p> <p>予想することができなかつた急激な地盤の沈下が生じたため、又は生ずるおそれがあるため、地盤沈下に伴う高潮、出水等による災害の発生のおそれが著しく、法第4条第2項の環境省令で定める技術的基準が改正された場合において、第6条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）又は第5項の許可揚水設備による建築物用地下水の採取を放置することができないと認める場合</p>
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000018676.html">https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000018676.html</a>
備考	